

京都市歴史資料館評議委員会議開催要綱

(平成25年11月15日決定)

(令和3年3月29日改正)

(趣旨)

第1条 京都市歴史資料館の展示，講座，調査研究その他の業務について，専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として，京都市歴史資料館評議委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 歴史資料館長（以下「館長」という。）は，学識経験のある者その他館長が適当と認める者のうちから委員を依頼し，意見を求めるものとする。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は，7人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会議の招集)

第4条 会議は，館長が招集する。

(庶務)

第5条 委員に関する庶務は，歴史資料館で行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか，会議の開催に関し必要な事項は，館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月24日までの間、会議の委員の人数は、第2条第2項の規定にかかわらず、10人とする。
- 3 この要綱の施行の際現に京都市歴史資料館評議員規則に基づく京都市歴史資料館評議員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に会議の委員として依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における京都市歴史資料館評議員としての任期の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。